

自治公民館整備に係る注意点

自治公民館整備補助金の交付対象者は、各行政区の区長です。
また、申請ができるのは、以下の場合です。

1. 自治公民館を新築又は全面改築及び建物を取得するとき
(但し、竣工した建物が公民館としての要件を満たしていること)



補助金の額 補助対象経費の 3分の2以内 (但し、限度額 300 万円まで)
--

2. 自治公民館の改造等を行うとき
(事業費が 10 万円以上であること)



補助金の額 補助対象経費の 2分の1以内 (但し、限度額 200 万円まで)
--

3. 自治公民館の備品を購入するとき (別表)
(事業費が 10 万円以上であること)



補助金の額 補助対象経費の 2分の1以内 (但し、限度額 50 万円まで)

- ※ この補助金の交付を受けた公民館は、全ての区の公平性を保つため、自治公民館の整備（新築又は全面改築及び建物の取得）の場合は補助金交付年度の翌年度から 5 年間、自治公民館の整備（改造等）の場合は 3 年間、原則この補助金を申請することはできません。
- ※ 国及び県並びに外部団体等の補助金等を受けて自治公民館を建設する場合には、本補助金を申請することはできません。
- ※ なお、交付を受けた補助金を他の経費に流用することはできません。

分類	補助対象品目	61世帯以上の自治 公民館の数量	60世帯以下の自治 公民館の数量
学習活動を進め るために必要な 備品等	黒板・ホワイトボード	1	1
	講師用立机	1	1
	同座机	1	1
	座机・机	世帯数×1/4=個数	
	書棚	2	1
	いす	40	30
	ガスコンロIHクッキングヒーター	2	1
	流し台	2	1
	調理台	3	2
	炊飯器	3	2
	鍋類	一式	一式
	食器類	一式	一式
	什器類	一式	一式
	冷蔵庫	1	1
	給湯器類	一式	一式
	オープンレンジ類	1	1
	テレビ	一式	一式
	DVDレコーダー	1	1
	コピー機類	1	1
	プロジェクター	1	1
スクリーン	1	1	
食器棚	1	1	
学習活動を進め るための補助的 備品等	音響施設	一式	一式
	上敷	床面積分	
	冷暖房機	一式	一式
地域づくりを進 めるために必要 な備品等	カーテン・ブラインド	1	1
	掲示板	1	1
	掃除機	1	1